

令和2年4月9日

吉岡町立小中学校保護者 様

吉岡町教育委員会
教育長 山口和良

新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校の臨時休業について

吉岡町では、文部科学省の学校再開ガイドライン等に基づき4月7日から学校を再開いたしましたが、同日、県内自治体での感染も新たに確認され、7都府県には『緊急事態宣言』が発令されました。

つきましては、児童生徒を含めた町民の安全確保を第一に、児童生徒の教育機会の確保や保護者の負担等も考慮しながら、13日(月)以降の対応を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、今後の感染拡大状況の変化や国・県の動向を見極め、必要に応じて対応を変更し、新たにお知らせすることもございますのでご了承ください。

記

1 臨時休業期間

- ・4月13日(月)から5月6日(水)まで

2 休業にあたっての考え方

「緊急事態宣言」の発令や県内の感染状況に鑑み、臨時休業することが適切であると考えた対応です。

なお、新学期の始めは、子どもと担任、子ども同士などが顔や名前を覚え、より良い人間関係づくりをするための最も重要な時期であるので、4月10日(金)までの間については、人間関係づくりや臨時休業へ向けた準備の期間としました。

3 休業期間中の対応等

- ・児童生徒の心身の健康面のケア及び課題や家庭学習についての説明や進捗状況を確認するために、少人数での登校日を設けます。詳細につきましては、学校から配布されるおたよりをご覧ください。
- ・学校には通常の時間帯で教職員が勤務しています。何か心配事等ありましたら、遠慮なく学校へ相談してください。
- ・部活動は、中止とします。

4 お願い

- ・毎日、検温や風邪の症状などの様子を確認し、健康観察票に記録してください。
- ・登校の際は、健康観察表を持たせるとともに、マスクの着用をお願いします。
- ・発熱等の症状があった場合のほか、感染の不安・心配等の理由で登校しない場合は、学校にその旨の連絡をお願いします。
- ・ご家庭においても、『学校の臨時休業は感染症をこれ以上拡大させないための措置である』という趣旨をお子さんに理解させ、人混みや「換気の悪い密閉空間」「人の密集」「近距離での会話や発声」の3つの条件が重なるような場所への外出等を控えるようご指導をお願いします。